

## 第2章

# 貸金業界を取り巻く環境・ 貸金業法改正について

## 1 貸金業界を取り巻く環境

### 1 貸金業界の沿革

「金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付、または当該方法による金銭の授受の媒体を含む）を業として行うもの」と定義される貸金業（貸金業法第2条）は、昭和30年代の大阪において「勤め人信用貸し」や「団地金融」等の名称にて「無担保・無保証」、「即時融資」というスタイルで誕生した。初期の時代の中心的な利用者は、一部上場会社のサラリーマンであり、日本経済の順調な成長とともに、貸金業界の市場も発達した。

昭和50年代に入ると、外資系ノンバンクが参入、国内企業よりも低金利での貸付けを開始し、市場競争が激化することとなった。

競争激化の一方、市場の拡大に伴い、一部の貸金業者による「過剰貸付け・高金利・過酷な取立て」が社会問題化、マスメディアによる「サラ金批判キャンペーン」もあり、業界の社会的イメージが悪化した。

当時の貸金業者には、事業への参入や、取立行為等に関する規制がなく、そこに問題の背景があるとされたため、昭和54年

5月、自民・社会・公明・共産の各党が共同で、貸金業者への管理・監督の強化を目的とした「貸金業法案」を国会に提出、昭和58年「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（改正出資法）」が成立した。これにより、貸金業者は過剰貸付け等の禁止・取立行為規制等の遵守義務を負うことになったが、加えて貸付上限金利は、年109.5%から年73.0%に引き下げられたため、多くの業者が経営危機に見舞われ、昭和58年、約23万社あった貸金業者は約1年間で約3万社に激減した。

貸金業者にとって契機となったのが、平成5年、自動契約機の導入により、申込チャンネルが増えたことによって利便性が向上し、平成7年のテレビコマーシャルの深夜帯以外での放映解禁等から利用者数が大幅に増加した。

その後一部の貸金業者の債務者および連帯保証人への厳しい取立行為や、過剰貸付け、高金利等が社会問題化したことから、平成12年6月、出資法の定める貸付上限金利引下げと同時に、個人再生手続きや消

費者契約法、サービス法等、貸金業者に関連する新たな法制度が制定、平成15年7月には「ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）」が成立した。

## 2 貸金業法改正

### ① 貸金業規制法の公布・施行

「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、昭和58年5月13日に公布、同年11月1日に施行された（昭和58年法律第32号）。

### ② 平成15年改正

当時社会問題化していた悪質なヤミ金融の取締りを目的に、平成15年8月1日に規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」）」が成立、翌年1月1日より施行された。

### ③ 平成18年改正

平成18年の改正については、

- 1) 上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた
- 2) 近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ
- 3) とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止等の法律改正が議論されてきた

という背景があり、平成17年3月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」（座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授）が開催された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等の紆余曲折があったが、平成18年4月に中間整理が提示され、金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった」とされた。この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案（「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」）が平成18年10月31日に第165回臨時国会に提出された。同年12月13日に、いわゆる改正貸金業法が可決・成立、12月20日に公布された（平成18年法律第115号）。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成19年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引

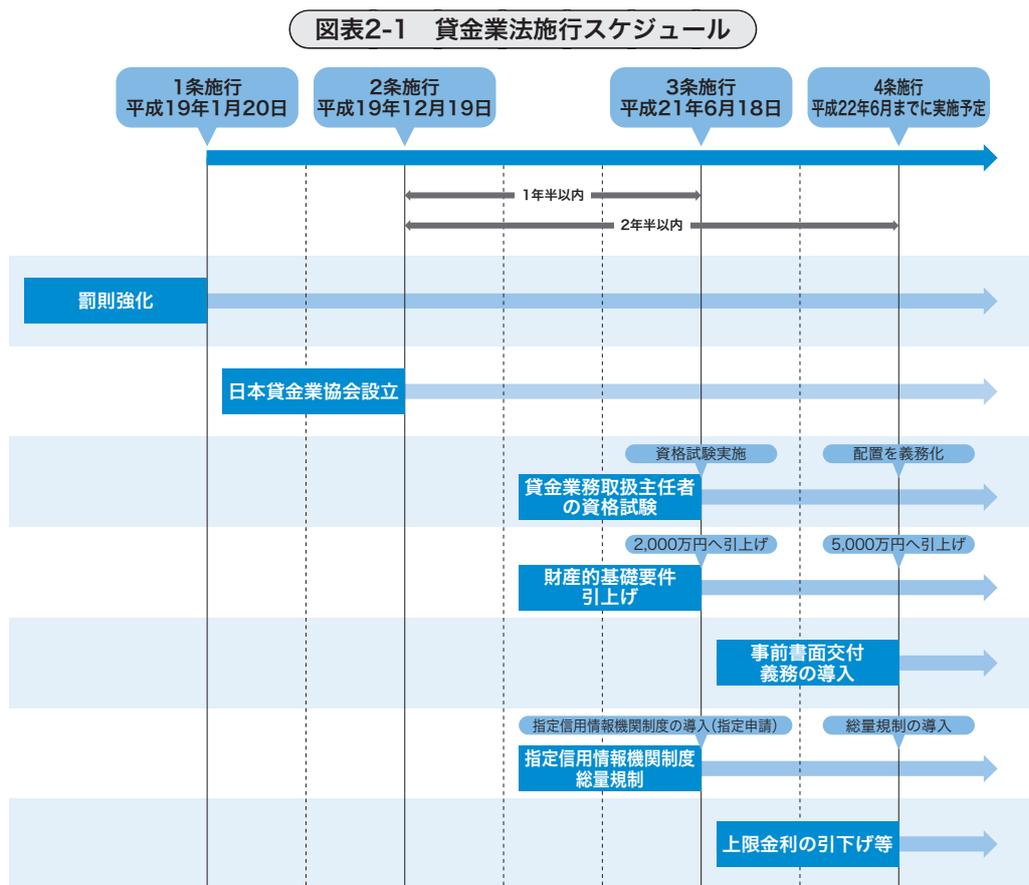
下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

#### ④改正貸金業法施行スケジュール

改正貸金業法は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において4段階に分けて施行されることとされ

ており、その施行スケジュールの概略は図表2-1のようになっている。

なお、2条改正の本体施行日（平成19年12月19日）をもって「貸金業の規制等に関する法律」の題名（名称）は、「貸金業法」に改められた。



### ③ 利息返還請求の急増

平成18年1月13日、最高裁判所が、貸金業の規制等に関する法律第43条（みなし弁済規定）に関し、「任意金利ゾーン（いわゆる“グレーゾーン金利”）」での利息支払いの任意性を事実上否定する判決を出したことで、その後の利息返還請求の急増を

招くことになった。さらに、平成21年1月22日、最高裁判所が、過払金返還請求権の消滅時効の起算点を取引終了時と判断したことで、利息返還請求の収束が見えない状況となり、貸金業者では利息返還関連コストが積み上がり、収益の確保が厳しい状態が続いている。

#### 4 貸金業界を取り巻く環境の変化

利息返還請求関連コストの高止まりと、総量規制や上限金利の引下げ等を盛り込んだ貸金業法改正の完全施行（平成22年6月までに見込まれている）対応に加え、平成20年秋から始まった世界的な金融危機の影響により金融機関からの資金調達環境も悪化し、資金繰りの面からも厳しい状態が続いており、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いでいる。現在、財務局や都道府県に登録している貸金業者の数は4,477社（平成21年12月末時点）と、ここ数年で2～3割のペースで減少し続けている。

貸金業は、個人（消費者）や中小企業の事業者等の資金需要に応えながら発展してきたが、近年の貸金業界を取り巻く環境の変化は、改めて貸金業者に大きな転換を迫るものとなっている。

#### 5 貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）

##### ①設置の経緯

改正貸金業法附則第67条第1項、第2項では、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」は、改正貸金業法附則第67条の定める検討を行うことを目的として設置

された（平成21年11月13日に金融庁の政務三役が発表）。

##### ②主な検討内容

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」では、主な検討内容として、以下の5つをあげている。

- 1) 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- 2) 貸金業者の実態（経営状況、過払い金返還請求の実情等）
- 3) 諸外国の貸金業の実態
- 4) 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- 5) その他

##### ③事務局会議

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」の下には、3政務官による「事務局会議」が設置されている。

この事務局会議において、検討材料となる調査、ヒアリング等を行い、その結果等を参考にして「貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）」がとりまとめに向けた検討を行い、法律に定める期限内に一定の結論に至る予定としている。

##### ④事務局会議の開催状態

平成22年2月25日現在、事務局会議は、第1回（平成21年11月30日）から、第13回（平成22年2月18日）まで行われており、平成21年12月に第1回から第7回の事務局会議までのヒアリング結果を「中間論点整理」としてまとめている。

各会議の議題とヒアリング参加者は図表2-2の通り。

図表2-2 貸金業制度に関するプロジェクトチーム（PT）事務局会議の議題とヒアリング対象先

	議題	ヒアリング対象先
第1回 (平成21年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバー紹介</li> <li>・PT、事務局会議の進め方について</li> <li>・貸金業法改正等の概要について</li> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貸金業協会</li> <li>・日本消費者金融協会</li> <li>・日本弁護士連合会</li> <li>・日本司法書士会連合会</li> </ul>
第2回 (平成21年12月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本クレジット協会</li> <li>・協同組合連合会日本専門店会連盟</li> <li>・全国銀行協会</li> <li>・全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会</li> <li>・日本クレジットカウンセリング協会</li> <li>・独立行政法人国民生活センター</li> </ul>
第3回 (平成21年12月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体等ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)日本信用情報機構</li> <li>・(株)シー・アイ・シー</li> <li>・浜田商工会議所</li> <li>・千葉県商工会連合会</li> <li>・全国NPOバンク連絡会</li> <li>・警察庁</li> </ul>
第4回 (平成21年12月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池尾 和人氏（慶應義塾大学経済学部教授）</li> <li>・筒井 義郎氏（大阪大学経済学部教授）</li> </ul>
第5回 (平成21年12月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川 和男氏（東京財団上席研究員）</li> <li>・藤井 良広氏（上智大学大学院地球環境学研究科）</li> <li>・大畑 章氏（東京都産業労働局金融部貸金業対策課長）</li> </ul>
第6回 (平成21年12月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田 隆雄氏（札幌大学経済学部教授）</li> <li>・宇都宮 健児氏（弁護士）</li> </ul>
第7回 (平成21年12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野 直行氏（慶應義塾大学経済学部教授）</li> <li>・堂下 浩氏（東京情報大学総合情報学部准教授）</li> </ul>
第8回 (平成22年1月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小島 茂氏（日本労働組合総連合会総合政策局長）</li> <li>・上田 正氏（岩手県消費者信用生活協同組合専務理事）</li> <li>・小澤 敏郎氏（宮城県栗原市市民生活部長）</li> </ul>
第9回 (平成22年1月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窪田 順生氏（ノンフィクションライター）</li> <li>・浪川 攻氏（ジャーナリスト）</li> </ul>
第10回 (平成22年1月21日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有田 宏美氏（NPO法人女性自立の会理事長）</li> <li>・荻原 博子氏（経済ジャーナリスト）</li> <li>・高橋 伸子氏（生活経済ジャーナリスト）</li> </ul>
第11回 (平成22年1月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁</li> <li>・英国ポリシス 研究員 アナ・エリソン氏</li> </ul>
第12回 (平成22年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津田 武寛氏（シティグループ証券）</li> <li>・大槻 奈那氏（UBS証券会社）</li> <li>・小林 節氏（慶應義塾大学法学部教授）</li> </ul>
第13回 (平成22年2月18日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸金業利用者（3名）</li> </ul>

(出典：金融庁)

## 2 改正貸金業法の内容

前述のように、改正貸金業法は段階的に施行することとなっている。

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行されることとなった改正内容を、施行順に説明する。

### 1 1条改正(平成19年1月20日施行)

#### ①無登録営業に対する罰則強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げること等の罰則の引上げ(強化)が行われた(貸金業の規制等に関する法律第47条から第49条、第51条関係)。

#### ②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした(出資法第5条第3項関係)。

### 2 2条改正(平成19年12月19日施行)

#### ①法律の名称および目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた(貸金業法第1条関係)。

#### ②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」の他に、「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」等が加えられた(貸金業法第6条関係)。

#### ③行為規制の強化

貸金業者の行う様々な行為について、主に以下の規制が強化された。

- 1) 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化(貸金業法第21条第1項)。
- 2) 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止(貸金業法第12条の7)。
- 3) 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止(貸金業法第20条)。
- 4) 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務付け(貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項)。

#### ④貸金業協会の自主規制機能の強化

貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置が義務づけられた。これにより日本貸金業協会が設立された(貸金業法第26条第1項、第2項、第34条)。

日本貸金業協会は、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定し、これを当局が認可する枠組みを導入した。

### 3 3条改正 (平成21年6月18日施行)

#### ①財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令（改正政令第2条）で定める金額」とすることとなった（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

また、NPOバンク（地域社会の福祉・環境保全活動等を行うNPOや市民団体、個人等への融資を目的とする小規模の非営利バンク）を念頭に、以下の要件が規定された（改正府令第2条）。

- 1) 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
- 2) 純資産額が500万円以上であること。
- 3) 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- 4) 剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- 5) 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

#### ②指定信用情報機関制度の創設

これまでも、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考にしている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関同士の情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であ

るとされた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されるとともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされた（貸金業法第41条の13および14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16）。

また、指定信用情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業者に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- 1) 兼業の制限（承認制）（貸金業法第41条の18）
- 2) 業務規程の認可を受ける義務（貸金業法第41条の20）
- 3) 加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務（貸金業法第41条の23）
- 4) 他の指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の24）

等の規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の17から第41条の26まで）。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- 1) 報告徴収及び立入検査（貸金業法第41条の30）
- 2) 業務改善命令（貸金業法第41条の31）ならびに指定の取消し（貸金業法第41条の33）

等の規定が設けられることになった（貸金業法第41条の27から第41条の34まで）。

加入貸金業者に関しては、

- 1) 加入貸金業者による加入指定信用情

報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の35）

- 2) 情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務（貸金業法第41条の36）
- 3) 提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止（貸金業法第41条の38）

等に関する規定が設けられることとなった（貸金業法第41条の35から第41条の38まで）。

### ③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまで「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業務取扱主任者と呼んでいた。3条改正によって、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となった。

まず、3条改正では、

- 1) 内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者資格試験を行う
- 2) 内閣総理大臣が試験実施機関を指定することができる
- 3) 資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録する

こととし、完全施行（4条施行）時には改正貸金業法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の7から第24条の50関係）。

## 4 4条改正（平成22年6月までに施行予定）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となる。

### ①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づ

けるとともに、設置していないことを登録拒否要件とする（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされている（改正府令第3条）。

### ②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令（改正政令第3条）で定める金額」とする（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

### ③行為規制の強化等

#### 1) 利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその支払いを要求してはならないこと等とする（貸金業法第12条の8関係）。

#### 2) 書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務を強化する（貸金業法第16条の2関係）。

### ④過剰貸付けに係る規制の強化

#### 1) 返済能力の調査義務

イ 貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査を義務づけることとする。

ロ 貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する

信用情報を使用した調査を義務づけることとする。

ハ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとする（貸金業法第13条関係）。

2) 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

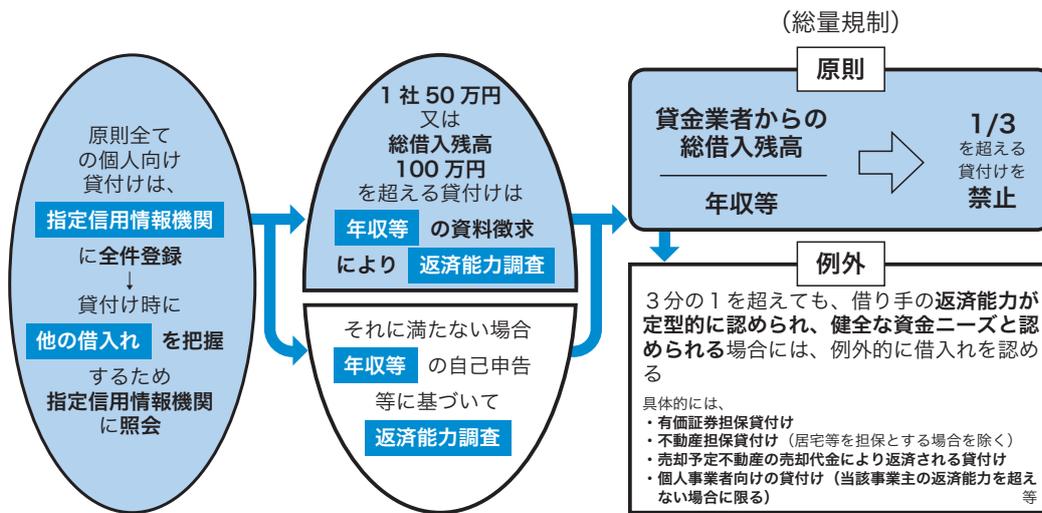
イ 貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとする。

ロ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金

額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する。

ハ 極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととする（貸金業法第13条の2から第13条の4関係）。

図表2-3 総量規制の導入



(注1) 住宅ローンは総量規制の対象外。  
 (指定信用情報機関における他の貸付けの登録情報をあわせた個別判断により、返済能力を超える過剰な貸付けを一般的に禁止)

(出典：金融庁HP「改正貸金業法・多重債務者対策について」)

### ⑤みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしている規定は廃止される（貸金業法第43条関係）。

### ⑥第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行される。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合には年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられる。

#### 1) 元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特則を設けることとする（利息制限法第5条関係）。

イ 債務を既に負担している債務者が同一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められる。

ロ 債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2

件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められる。

#### 2) 営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとする。

イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・公租公課の支払いに充てられるもの
- ・強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など（ATM）の手数料（上限は政令に委任）

ロ カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの（利息制限法第6条関係）

#### 3) 賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効とする（利息制限法第7条関係）。

#### 4) 保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとする（利息制限法第8条関係）。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正される。

1) 金銭貸借等の媒介手数料の制限

イ 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする（出資法第4条第1項関係）。

ロ 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける（出資法第4条第2項関係）。

2) 業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%（うるう年については年29.28%）を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる（出資法第5条第2項）。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表2-4のようになる。

3) 金銭貸借の保証料の制限

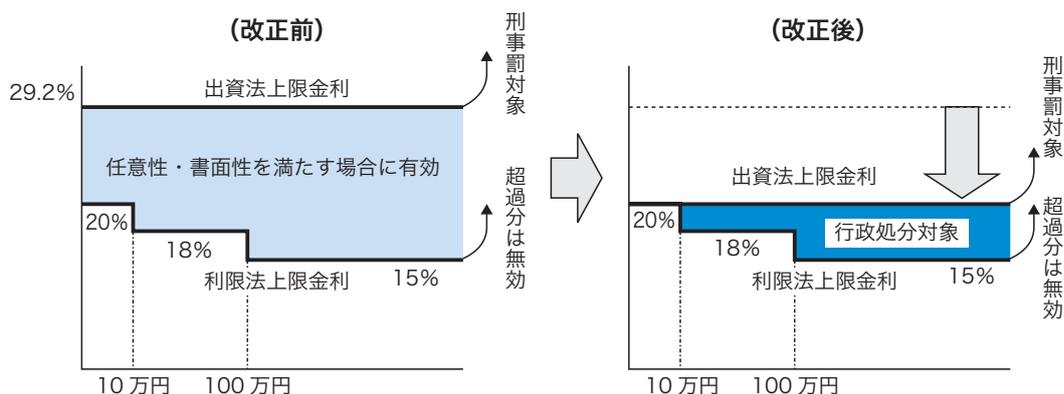
債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設ける（出資法第5条の2および第5条の3関係）。

4) みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

- イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの
- ・公租公課の支払いに充てられるもの
  - ・強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機

図表2-4 上限金利の引下げ



(出典：金融庁HP「改正貸金業法・多重債務者対策について」)

関に支払うべきもの

- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機等（ATM）の手数料
- ロ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4

項関係)

- ⑧第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）  
日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとする（出資法一部改正法附則第8項から第16項関係）。